

第 1 9 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和 2 年 1 1 月 6 日 (金)

白里公民館 講堂

第19回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和2年11月6日(金)

2、開催場所 白里公民館講堂

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 布施和彦

4、出席委員(17名)

1番	加藤岡一弘	2番	内山充弘
3番	中村和敏	4番	積田敏春
5番	川嶋一美	6番	林千佳夫
7番	榎澤正治	8番	板倉小百合
9番	内海亮一	10番	梅原英男
11番	若菜義人	12番	志賀典夫
13番	齋藤重幸	14番	布施和彦(会長)
15番	鵜澤英夫(職務代理者)	16番	今関喜明
17番	蔭山秀男		

5、欠席委員(なし)

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1~4)

第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
(整理番号1)

第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1~2)

第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
(整理番号1)

第7 議案第5号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)

第8 議案第6号 大網白里市農業委員会会長専決処分規程の制定及び大網白

里市農業委員会規程の一部改正について

第9 報告第1号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1)

第10 報告第2号 千葉地方裁判所からの照会について
(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	大塚	好	主	査	千葉	利憲
主任書記	小田切	基樹	書	記	門野	祥和

◎開 会

○議長 ただいまから、第19回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員数は17名中16名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

なお、本日、加藤岡一弘委員から所用のため、遅れて出席する旨、連絡がありましたのでご報告いたします。

(午後 3時03分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

榎澤正治委員、内海亮一委員の両名をお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～4)

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から、議案第1号の整理番号1から4の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号でございます。

各権利者、義務者及び各借受人、貸付人につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1です。申請地は、大網字拾貳島の地目、田が4筆、合計面積4,745平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、相手方の申出によるため、義務者は、耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、図面の①に1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資

料につきましては、A4判縦の1ページから3ページとなります。

次に、整理番号2。申請地は、清名幸谷字大橋本及び若宮の地目、畑が3筆、合計面積1,255平方メートルを贈与により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、経営規模を縮小するためであります。

案件の位置につきましては、図面の②に1-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の4ページから10ページとなります。

議案書の2ページをご覧ください。

次に、整理番号3。申請地は、北吉田字西の前の地目、田が1筆、面積224平方メートルを賃貸借により賃借権設定をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、図面の③に1-3と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の11ページから13ページとなります。

次に、整理番号4。申請地は、大網字新宿後、笹塚、北野中、南野中及び稲荷前の地目田が9筆、地目畑が2筆、合計面積5,476平方メートルについて、義務者の持分2分の1を贈与により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は相手方の申出によるため、義務者は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、図面の①に1-4と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の14ページから22ページとなります。

以上、整理番号1から4につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況、経営面積などから農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、積田敏春委員、よろしく申し上げます。

○積田委員 議案第1号、整理番号1について、調査報告申し上げます。

理由等は事務局説明のとおりです。

10月31日に、義務者本人から聴取しました。義務者は市外在住で、市内の田は全て貸しています。本件の田は、平成8年に亡くなった義務者のご主人が50年ほど前に知人からの依頼により購入したとのこと。以前は息子さんがトラクター等をトラックに乗せ水稲耕作に来ていたのですが、数年前に息子さんが病気入院したことから、その後は本件権利者に耕作を委託していました。義務者は、93歳と高齢で、息子さんも亡くなり、二人の娘さんも嫁いで後継ぎもいないことから、今回売却に至ったとのことでした。

権利者については、11月1日に権利者の父親から聴取しました。義務者から当初は1年だけ耕作してほしいとの話だったが、義務者の息子さんが亡くなったこともあり、現在も賃借しているとのことでした。今回、義務者からの申出により、現地の田を耕作していることもあり、購入に至ったとのこと。

権利者は、営農に必要な機械設備も所有し、父親も元気になさっています。

何ら問題のない案件とは思いますが、慎重なるご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2の案件について、鶴澤英夫委員、よろしくお願いいたします。

○鶴澤委員 それでは、議案第1号、整理番号2について調査報告を申し上げます。

申請理由については事務局の説明のとおりでございます。

調査に当たりますとは、榎澤委員さんと私で11月3日に申請地の確認と義務者及び権利者にお会いし、調査確認をまいりました。

義務者のお話によりますと、定年退職してから家庭菜園を十数年耕作しておりましたが、持病がだんだん悪化し、気力もなくなり、今年は荒らしてしまったということで、このままにしておいては隣接の方に迷惑がかかることから、家族に相談したところ、長男もやらないということから、野菜経営をしている隣の権利者に耕作をお願いしたところ、やっていただけるとのことでしたので、土地については3筆の畑でございますが、そのうち2筆は狭く、また畔道でトラクターなどが使えない状態ですので、無償で受け取っていただいたとのことでした。

また、その場で権利者に会い、確認したところ、間違いのないということでした。

委員の皆さんの慎重審議、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号3の案件について、中村和敏委員、よろしくお願いいたします。

○中村委員 議案第1号、整理番号3について調査報告いたします。

説明は事務局のとおりだったのですが、再度、11月3日、義務者に確認しました。そうすると賃貸借の許可申請をした覚えがないという返事でした。この土地に関しては、以前から、地区でいうと北吉田に住んでいた方で、それで自宅のほうは処分して、今現在市外に住まわれているということです。土地はまだ北吉田にあるということで、代理人に土地は任せてあるということで、管理をお願いしてあるということでした。

それで義務者がこういう状態だったものですから、今度は権利者のほうに電話いたしました。権利者のほうは一応名前を貸してくれと言われたということでした。それで地主の方、義務者の方は御存じですかという確認しました。すると、いや、自分は分からないですという返事が返ってきました。

それで最後に、また再度5日、昨日もう一度確認に行き、農機具とかは全部確認してきたのですが、申請は代理人が全部書類のほうの提出とかをしていたようで、結局、義務者と権利者が1回も会ったことがないという、そういった状態でした。

このことについて、皆様に慎重なる審議、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号4の案件について、蔭山秀男委員、よろしく申し上げます。

○蔭山委員 それでは、整理番号4について、調査報告を申し上げます。

調査に当たりましたは、11月2日、権利者宅を訪問し、権利者及び義務者同席の下、申請内容を確認してまいりました。

本申請農地は、権利者と義務者が2分の1ずつ持分で相続を受けたとのこと。今回、義務者のほうから、県外の会社に勤めが長く、また今後海外生活となることから所有農地の耕作管理ができないものであり、母親の権利者に譲渡という形で所有権を移転するとの申出があり、本申請に至ったようです。

現在の所有農地は、いとかや近所の知人により耕作をされていますが、引き続き同一人に耕作をしていただくと申しておりました。

義務者の2分の1持分を母方に移転するものであり、問題ないかと思えます。慎重審議、よろしく申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から4について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「ちょっとつけ加えたいことがある」と呼ぶ者あり)

○議長 中村委員、お願いします。

○中村委員 その前に、自分でこういう担当をやるのが初めてだったものですから、事務局のほうにこういった状態だということで、再度確認してほしいということで4日に確認していただきました。そのときは、細かいことは分からないという返事だったそうです。それをつけ加えさせていただきます。

○議長 補完部分がありますので、事務局のほうで説明をお願いします。

○事務局 ただいまの議案第1号、整理番号3の案件について、事務局のほうで補足いたします。

事務局で、11月4日水曜日の午前中、義務者と権利者のほうに電話で聞き取りを行いました。

義務者及び権利者双方とも、書類については承知した上でそれぞれ合意して申請を代理人経由で提出されたというお話でありました。ただし、今回の代理人の方が中心に動いていたため、書類の細かい内容とかまでは知らなかったということでありました。

また、権利者の方につきましては、今回の貸し借りが成立後、耕作を行うということで、こちらの土地につきましては現状が田の状態であります。ですので、その後、軽微な農地改良の届出を行い、畑の状態にした上で耕作を行うということでありました。

補足のほうは以上となります。

○議長 それでは、そのほかにありませんか。

川嶋委員、お願いします。

○川嶋委員 要は第三者の方にその件は任せてあって、それぞれ合意はしているということですね。

○事務局 合意はしているということ。

○川嶋委員 納得しているということですね。では分かりました。

○議長 よろしいですか。

林委員、お願いします。

○林委員 権利者については機械等は持っているということですがけれども、規模拡大ということで、また地域も市外の人で、北吉田の土地で耕作をしたいということですね。

○事務局 ただいまの林委員さんからの質問なんですが、今回の詳細資料の12ページをご覧ください

ただきたいと思います。

今回の申請地につきましては、太枠で囲ってある土地が申請地になりまして、その隣の土地、北側にも土地があるのですが、本来であれば、そちらの土地も併せて申請を当初は上げたかったということでした。ただし、今回の申請地の北側の土地につきましてはまだ相続登記がなされていないということで、今回先行してこちらのほうの申請地を上げてきていただいております。今回の申請地の北側の土地も一括で借りられるようになりまして、そちらのほうも併せて農地として使うという希望があるようです。

事務局からは以上です。

○議長 林委員、よろしいですか。

○林委員 ちゃんと作れるような管理をする必要があるということですか。

○議長 終わった後、軽微な埋立てをしてやるという、さっき説明がありました。

それでは、齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員 整理番号3の案件ですけれども、資料の13ページの営農計画書を見ますと、貸主からの依頼によると、最初の説明では、貸主も貸した覚えはない、借主もどこの誰からどこの土地を借りるののかも分からない。11月4日に事務局がやっと義務者と権利者に連絡をとって意向を確認したということですが、この資料と答弁では順番が逆で、3条、4条、5条等の法律からいきますと、農業委員会の法の埋立て等は順番どおりやっていかなければいけないんですよ。こういう雑な審議でよろしいのでしょうか。権利者、義務者等全然知らないうちに代理人が入って決められていくという、法律にのっとっているから、これは仕方がないという見解ですか。事務局に答えを求めます。

○議長 事務局、よろしいですか。

○事務局 ただいまの齋藤委員からの質問なんですけど、事務局としましても書類を受け付けた段階で申請内容に不備がないので受理をして、調査委員による調査の中で判明したという状況であります。

事務局からは以上です。

○議長 齋藤委員、よろしいですか。

○齋藤委員 はい。

○議長 蔭山委員、お願いします。

○蔭山委員 聞いておりますのは結果なのでよく分からないのですけれども、ここに代理人というのが出てきましたのはちょっと普通ではないなという感じがしました。それで代理人が

選ばれているならば、この書類に書けば、調査委員も確認の方法があったのかなと思うんですけれども、その辺どうなのでしょう。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 ただいまの蔭山委員さんからの質問ですが、転用の4条、5条につきましては代理人の方が立った場合につきましては代理人の名前も調査依頼のときに併記しております。3条につきましては、直接権利者と義務者に確認するというので、代理人のほうは載せておりません。

事務局からは以上です。

○議長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、13ページの営農計画書を提出した者は代理人であり、権利者を装って、義務者からの依頼で土地を設定したということですね。委任状も何ももらってなくて、代理人を装って、権利者に成り代わって申請書を提出したという理解でよろしいですか。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 ただいまの齋藤委員さんからの質問ですが、詳細資料につけておりませんが、双方、権利者と義務者の方が、代理人へ委任をしております。また、添付書類の確認書の中で、その代理人の方が調製した3条の申請につきましては内容を確認しましたということで、権利者と義務者の方からそれぞれ頂いております。

事務局からは以上です。

○議長 事務局の説明ですが、齋藤委員、いかがですか。

○齋藤委員 分かりました。

○議長 そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質疑を終結して、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から4について順次採決いたします。

議案第1号の整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号1は原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号の整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号2は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手少数)

○議長 賛成少数により、議案第1号の整理番号3は否決されました。

次に、議案第1号の整理番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号4は原案のとおり決定されました。

◎議案第2号(整理番号1)

○議長 次に、日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第2号、整理番号1の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをご覧ください。

議案第2号でございます。

申請者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1です。申請地は、金谷郷字奉行方の地目、田で、面積404平方メートルを貸資材置場用地に転用するものでございます。

案件の位置につきましては、図面④に2-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の23ページから31ページになります。

事業を行う理由につきましては、現在使用している資材置場は、作業車両や碎石、山砂等の工事資材が増えたことに伴い、手狭になったことから、当該地を埋立て、隣接する自己所有の資材置場と一体で利用できることから計画したそうです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域内の農地であります。令和元年11月28日付で農業振興地域整備計画変更願が提出されており、近日中に除外手続が完了する見込みであります。

また、農地区分は第一種農地に該当すると思われませんが、既存施設の拡張で、既存の資材置場の敷地面積は1,541平方メートル、その2分の1の面積が770.5平方メートルに対して、

申請地は404平方メートルであり、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当することから、例外的に許可できると見込まれます。

次に、一般的基準でございます。

申請目的実現の確実性について、資金計画書が添付されており、埋立てに使用する土砂については無償で提供される予定であり、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、山砂により整地し、雨水は敷地内で浸透させる計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局からの議案説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

議案第2号、整理番号1の案件について、若菜義人委員、よろしく願いいたします。

○若菜委員 それでは、議案第2号、整理番号1について調査報告をいたします。

内容については、ただいま事務局の説明のとおりでございます。

調査は11月4日、申請者から聞き取り調査及び現地確認の調査を行いました。申請者はこの農地を所有しておりますけれども、職業としては土木工事業、管工事を行っております。隣接土地に資材置場を所有しておりますけれども、この資材置場が手狭になったために、また業務量も増えてきたので今回の申請になったとのことでした。既にある資材置場がきちんと整理整頓されておりますので、また、近隣より特に苦情はありませんので、同様に使用されると思います。

以上のような調査結果でございます。問題はないかと思えます。委員皆様のご審議をお願いいたします。

理由のところは貸資材置場というふうになっているのですがけれども、第三者ではなくて、申請者が会社の代表者を兼ねていて、その会社に貸し付けるとのことでございます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第2号、整理番号1の案件について、質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1の案件について採決いたします。

議案第2号、整理番号1の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

◎議案第3号(整理番号1～2)

◎議案第4号(整理番号1)

○議長 次に、日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく議案第3号の案件は、2件予定されておりますが、整理番号2の案件は、日程第6、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についての整理番号1の案件と関連がありますので、整理番号2と議案第4号、整理番号1の案件を一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないということでございますので、それでは、事務局から議案第3号、整理番号1から2及び議案第4号、整理番号1の各案件について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の4ページをご覧ください。

それでは、議案第3号の整理番号1から順次説明させていただきますが、各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1でございます。

申請地は、大網字道塚の現況地目畑が2筆の合計面積1,146平方メートルを買受け、資材置場及び駐車場用地に転用しようとするものでございます。

案件の位置につきましては、図面①に3-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料

につきましてはA 4判縦の32ページから40ページになります。

事業を行う理由につきましては、現状が畑であり、大きな造成工事が不要であること。また、転圧をかけ、砂利を敷くことで十分に資材置場及び駐車場として利用できることから計画したそうです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外で、上の地番は第2種農地及び下の地番は第3種農地に該当すると思われまます。

次に、一般的基準でございます。

まず、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書が添付されており、全額を自己資金により賄う計画であり、金融機関の残高証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は十分に転圧をかけて地固めをし、その上に砂利を敷き、隣接地との境界線を1メートル程度避けることで土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水につきましては、雨水を敷地内に浸透させる計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、整理番号2及び議案第4号、整理番号1。申請地は細草字明地の地目、畑が2筆の合計面積7,669平方メートルのうち17.41平方メートルでございます。

案件の位置につきましては、図面⑤に3-2、4-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A 4判縦の41ページから66ページになります。

詳細資料の42ページをご覧ください。

議案書の上の地番は、平成29年12月1日付で、権利者において、農地法第5条の一時転用許可を受け、営農型太陽光発電施設用地として使用しており、今回、農地法第5条の許可後3年を経過いたします。

詳細資料43ページをご覧ください。

議案書の下地番は、平成30年11月26日付で、権利者において、農地法第5条の一時転用許可を受け、営農型太陽光発電施設用地として使用しており、上の地番の更新に併せて、農

業経営を効率化するに当たり内容を整合させる必要があることから、一時転用面積17.41平方メートルにする許可後の計画変更承認申請が併せて提出されたものであります。

詳細資料の51ページ及び56ページをご覧ください。

営農者が1人追加され、その方は認定新規就農者であります。

詳細資料52ページ及び57ページをご覧ください。

作付予定作物が緑肥作物及び蜜源植物に変更されております。

詳細資料55ページ及び59ページをご覧ください。

太陽光設備を設置する農地での単収は、地域の平均的な単収と比較して2割以上の減収は見込まれておりません。

参考として、営農型太陽光発電施設の転用の条件を説明させていただきます。

営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

一定の要件を満たすとは、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度、間隔は農作物の生育に適した日照量を保つ設計であること、支柱の高さ、間隔はトラクターなど農業機械の利用が可能な空間が確保されていること、当該施設を撤去するのに必要な資力があること、下部の農地の単収が地域の平均的な単収と比較して2割以上減少していないことなどでございます。

また、この支柱に係る一時転用を許可する際には、営農が適切に継続されること、農作物の状況を毎年報告すること、営農が行われていない場合、または発電事業を廃止する場合は、支柱や施設を撤去し、農地に復元することなどの条件をつけるものとされております。

さらに、本案件は、担い手が自ら所有する農地、または賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合に該当することから、10年以内の一時転用を許可することができるとされております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局からの議案説明がありました。関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

初めに、整理番号1の案件について、積田敏春委員、よろしく申し上げます。

○積田委員 議案第3号、整理番号1について調査報告を申し上げます。

理由等は事務局説明のとおりです。

義務者から10月29日に聴取いたしました。義務者は現在農業をしておりません。田は全て

売却済みで、本件の土地では自家消費用の野菜を作っていましたが、2年ほど前から耕作せずに維持管理のみを行ってきたとのことでした。そして維持管理も大変なことから、今回売却することにしたとのことでした。

権利者の代表者からは10月29日に志賀委員と現地にて聴取いたしました。

代表者の自宅が近く、畑で造成費も安くて済むこともあり、購入に至ったとのことでした。用途的にはトラック、マイクロバス等の駐車場並びに薪用の倒木置場等資材置場として利用する計画です。倒木については、積み上げるのはせいぜい1.5メートル程度の高さだということでした。

造成については、経費を抑えるため土留めブロック等の工事は行わず、砂を入れ、輪転をかけ、砂利を敷き、境界から1メートル逃げて雨水対策を図るということでした。

また、生垣等の植林についても極力残すということでした。

それで詳細資料の36ページを見ていただきたいのですが、詳細資料の線が引かれた部分が敷地になります。左側はみどりが丘の住宅地、簡単にいうと、道路を1本隔てるとみどりが丘の住宅地、もう家が建ち並んできているという形です。

それでこの土地なんですけれども、土地の地目は田と畑、現況は畑なんですけれども、敷地の右端、敷地内の右上ですか、これが元は田の地域ですが、これがなぜか埋立てされていません。それで実際見て、道路と、みどりが丘側の左側の道路ですね。そこと比較するとかなり1.5メートル以上の高低差が既に出ている。これが地形の状況です。

それで実際の土地の中央部分に6メートルという入り口がありますけれども、6メートルと書かれたところが現在の入り口になるところですけれども、この入り口から上側の部分、これは右側、3592という居宅がここにあるんですけれども、ここ側に全体で傾斜しています。この部分には、先ほど1.5メートルの高低差があるところ、これが当然ながら、土留め等は一切なくて、今でも雨水が3592の私道のほうに流れているような状況かと思いました。それでさらには3592の私道に設置された、多分3592のこれは自分で造った排水だと思うんですけれども、そこも壊れている、そんな状況です。

この3592の私道を越えたところが市の道路、市道になるわけなんですけれども、道路全体が下り坂、簡単に言うとすり鉢の底のような状況になってしまっていて、ここからどうしても雨水のほうに3592の私道を通って市道にも流れていく。雨水がこの辺、道路がいつもぬれているような状況、あまり芳しくないというのが現実なんですけれども、これが現地調査の結果です。

それで、今回、代表者に会って2点ほどお願いをしました。

まず、みどりが丘の住宅地が隣接しているということ、さらには前面道路にレベルを合わせると、3592の居宅側の土盛りがかなり高くなって、雨水の影響が考えられることから、まず第1点としては、みどりが丘の住宅から資材置場が丸見えになる、上半分が資材置場になる計画のようですけれども、これが丸見えで、子供も出入りが自由にできるという危険な状況になる可能性があるので、まず、目隠し的な生垣でも、そういうものを設置できないか、そういうお願いは一応させていただきました。

次に、第2点目として、雨水対策として、3592側には擁壁の設置、またはセットバック、今の計画では1メートル云々という話がありましたけれども、高低差が1.5メートル以上ありますので、さらにセットバック等をしてもらえないか。そしてまたは3592の排水路の補修等の協力をしてやってほしい、そういうお願いをしています。

それとまた権利者の施設の利用状況について芳しくない話が出ている面も該当者に伝えたところ、みどりが丘というのは住宅地で、該当者も居住しているから、そのようなことがないように十分管理するようにしますという回答でありました。この辺実際の工事を請け負うところで分かりませんが、とりあえずは検討するという話でした。

基本的に形式要件は付記された案件ですけれども、慎重なるご審議をお願いいたします。
以上です。

○議長 ご苦勞様でした。

続きまして、整理番号2及び議案第4号、整理番号1の案件について、内山充弘委員、よろしくをお願いいたします。

○内山委員 それでは、議案第3号、整理番号2及び議案第4号、整理番号1について、関連がございますので一括で調査報告を申し上げます。

理由としては事務局の説明のとおりです。

調査は11月1日に板倉委員と私で申請地に行ってまいりました。

義務者、権利者は同じ方で、休日農作業の手伝いをされる息子さんとお2人にお話を伺いました。

申請地は、詳細資料の41ページ、42ページ、43ページをご覧ください。

義務者の住居の南側に申請地があり、農業経営には恵まれたところでした。合同会社として義務者と義務者の孫の2人で営農を行っているとのことで、令和元年に孫は認定新規農業者を取得しました。

農業経営として、養蜂を行っており、現在30連の巣箱が設置されていました。販路が気に

なったので伺ったところ、土産店、インターネット販売、ふるさと納税返礼品、料理店、パン屋などと様々な売り口が確保できていることが分かりました。

作付作物についてもそば、エアリーベッチのローテーションで、主に養蜂のため花がつくものを作付したい考えで、そば年2作、エアリーベッチが冬から春の作付になります。畑の効率も以前よりもよくなっていると話されていました。

畑はしっかり管理されており、機械もそろっていることから、問題ないと思われれます。慎重なご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第3号、整理番号1から2及び議案第4号、整理番号1の案件について一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1から2及び議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、整理番号1の案件について、順次採決いたします。

初めに、議案第3号、整理番号1の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数により、議案第3号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第3号、整理番号2及び議案第4号、整理番号1の案件について、採決いたします。

議案第3号、整理番号2及び議案第4号、整理番号1の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号2及び議案第4号、整理番号1の案件は原案のとおり決定されました。

議案第3号、整理番号1から2及び議案第4号、整理番号1の案件につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

◎議案第5号（利用権設定）

○議長 次に、日程第7、議案第5号 大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題とします。

それでは、事務局から議案第5号の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 説明の前に、資料の一部訂正をお願いいたします。

議案書8ページ、利用権の設定を受ける者の農業経営の経営状況、整理番号9の現経営面積でございますが、4,532平方メートルと書いてございますが、9万2,660平方メートルの間違いです。訂正をお願い申し上げます。

それでは、議案書の6ページをご覧ください。

議案第5号でございます。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書7ページに、利用権設定総括表がありますので、読み上げ説明いたします。

利用権の設定を受ける者10人、利用権の設定をする者11人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が40筆で、合計面積3万3,386平方メートル、畑が10筆で、合計面積1万6,175平方メートル、田、畑を合わせた合計面積は4万9,561平方メートルでございます。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。今回の契約の種別は、新規契約が5件、更新契約が6件でございます。

整理番号1から、所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1です。金谷郷地内の田が11筆、合計面積1万737平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ一等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号2。神房地内の畑が5筆、合計面積2,304平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万円、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号3。小中地内の地目、畑が1筆、面積826平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万円、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号4。南横川地内の地目、畑が1筆、面積3,099平方メートル、10年、金納、全面積で10万円、新規で、借受人は認定新規就農者であります。

次に、整理番号5。山口地内の地目、田が4筆、合計面積2,761平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリー等米60キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号6。金谷郷地内の地目、畑が2筆、合計面積5,398平方メートル、3年、金納、10アール当たり2,000円、新規であります。

次に、整理番号7。富田地内の地目、田が5筆、合計面積5,008平方メートル、3年、金納、10アール当たりコシヒカリー等米60キログラム相当額、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号8。南飯塚及び北飯塚地内の地目、田が6筆、合計面積6,665平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリー等米60キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号9。上谷新田地内の地目、田が13筆、合計面積7,822平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリー等米132キログラム、新規であります。

次に、整理番号10。柳橋地内の地目、畑が1筆、面積4,548平方メートル、10年、金納。全面積で3万円、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号11。細草地内の田が1筆、面積393平方メートル、6年、無償、新規であります。

以上、整理番号1から11の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。関連して、新規契約の利用権設定案件について担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件につきましては、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号4の案件について、積田敏春委員、よろしくをお願いいたします。

○積田委員 整理番号4について、調査報告いたします。

理由等は事務局説明のとおりです。

貸付人から10月31日に聴取いたしました。

貸付人は、自宅周辺の田を除いて田は全て貸しているとのこと。貸付人は、借受人の

販売用のイチゴハウスの土地を既に貸している人です。今回借受人からイチゴハウス造成のために、販売用イチゴハウスの隣地である本件の田の追加借入れの申出があり、熟慮の上、水稲耕作を断って、イチゴ栽培用地として借受人に貸すことにしたとのことでした。

借受人からは10月31日に聴取し、現地調査も行いました。

借受人は、平成30年に観光イチゴ園を開業した認定新規就農者です。4棟のハウスから始め、今では育苗棟を含め10棟ほどのハウスでイチゴ栽培を行っています。イチゴの評判もよくて、出荷することなく、現場ハウス前の仮設店舗で販売しているとのことでした。観光バスでの集客を増やすべくミニチュアハウスも飼育し、現在トイレも仮設から常設トイレにすべく建設に着手しています。

今回賃借する田は3反ですけれども、客土して7棟ほどの販売用のイチゴハウスを建てる計画です。また、育苗ハウスも必要になることから、別に賃借している育苗ハウス用地に育苗ハウスを増設するとのことでした。

資金調達のめども立っているようですので、何ら問題はない案件と思われませんが、慎重なご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号6の案件について、志賀典夫委員、よろしくお願いいたします。

○志賀委員 農用地利用集積計画の整理番号6について調査報告をいたします。

内容としては事務局説明のとおりです。

11月1日に貸付人のところに伺って話を聞きました。以前は貸付人の親がキウイフルーツを栽培していたそうですが、親が亡くなり、貸付人の旦那も勤め人なので栽培が困難になり、耕作をしてくれる人を探していましたが、知人がサツマイモを作りたいと言っている人を紹介してくれたそうです。キウイフルーツをきれいに取り払い、貸付人に話をしたところ、いいですよということで話はまとまったそうです。

また、その足で借受人のところに行って話を聞きました。いい畑が見つかってよかった、来年からサツマイモと里芋を作るということです。この借受人は脱サラで農業を始めたということで、このほかにも水田を借りて耕作していると言っていました。

問題はないと思います。皆さんの意見をお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号9の案件について、鶴澤英夫委員、よろしく願いいたします。

○鶴澤委員 整理番号9について調査報告を申し上げます。

貸付人のお話によりますと、昨年転んで、打ちどころが悪く背骨を骨折して半年入院したそうです。退院したものの、現在も病状が思わしくなく、高齢ということもあり、今後農業ができないことから、水田は隣接する借受人に耕作をお願いしたそうです。

その足で借受人にお会いし、確認しましたところ、間違いのないことでした。

皆さん、よろしく願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号10の案件について、内山充弘委員、よろしく願いいたします。

○内山委員 それでは、整理番号10について調査報告を申し上げます。

理由としては事務局の説明のとおりです。

10月30日に貸付人、借受人に電話にてお話を伺いました。

貸付人、借受人は親類とのことでした。

貸付人は、現状では農業作付が困難とのこと、耕作してくれる人を探しており、親類になる借受人に相談したところ、耕作地を増やしたいと貸付人に伝え、今回の申請に至っております。

借受人は、畑作ではネギの作付が多く、機械もそろっている意欲的な農業者です。

申請地は10月31日に見てまいりましたが、きれいに管理されていました。

問題はないと思われませんが、慎重なご審議をお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号11の案件について、川嶋一美委員、よろしく願いいたします。

○川嶋委員 整理番号11についてご報告します。

10月31日に貸付人、借受人ともに話を伺いました。

貸付人には電話で話を聞きまして、貸付人の田は借受人の田と隣接していて、以前より耕作をしてもらっていた田でしたが、今回利用権の設定をしたとのことでした。

借受人は、私の近所の方でよく知っていて、現地も借受人と確認してきました。

機械設備ともそろっており、何ら問題ないと思いますが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第5号、整理番号1から11につきまして一括質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 なしということではありますが、よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております
議案第5号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から11を原案のと
おり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号、整理番号1から11は原案のとおり承認することに決定
いたしました。

◎議案第6号 (会長専決処分規程の制定、農業委員会規程の一部改正)

○議長 次に、日程第8、議案第6号 大網白里市農業委員会会長専決処分規程の制定及び大
網白里市農業委員会規程の一部改正についての案件を議題とします。

それでは、事務局から議案第6号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書12ページから13ページになります。

議案第6号でございます。

本案は、大網白里市農業委員会規程第3条に会長の専決処分が規定されていますが、専決
できる場合が、「会長は、災害その他やむを得ない事情のため総会を招集することができな
いときで、かつ、緊急を要するものと認めるとき」と限定されていることから、会長専決処
分規程の制定に併せて、農業委員会規程の文言を整理するために一部改正を行うものであり
ます。

現在、大網白里市金谷郷地内において、県営山辺地区土地改良事業が計画されております。
主たる担い手は、土地改良事業により本事業を契機に設立される営農組織となる予定であり
ます。

事業を行うためには、土地改良法第3条に規定されている土地改良事業に参加する資格を
有する者の3分の2以上の同意が必要となり、資格者は農地の耕作者となり、農地を耕作し
ていない農地所有者は資格者となれません。

ただし、土地改良法第3条第1項第2号等の規定により、農地所有者等が農業委員会に参
加すべき旨の申出を行い、農業委員会が承認等をした場合は農地所有者等が資格者となるこ
とができるとされております。

手続の流れといたしまして、事業参加資格を得るための申出は、土地改良法第5条第2項

に規定されている事業施行申請の公告期間の満了後5日以内に農業委員会に申し出る必要があり、その申出を受理したときから7日以内に決定し、その旨を公告することとされておりますが、申出の承認については農業委員会の総会議決案件となります。

しかしながら、事業施行申請の公告期間によって、農業委員会総会日程では決定期限までの決定ができない可能性もあることから、その状況に柔軟に対応できるようにするものであります。

本規程の運用といたしまして、決定期限が農業委員会の総会日以後である場合は、農業委員会の総会に議案もしくは追加議案として上程し、決定することを前提としており、議案として上程する場合、調査委員を立て、調査実施と調査報告の必要があります。

なお、決定期限が農業委員会総会日より前であった場合は、本規程に基づき農業委員会会長により専決し、直近の総会に報告することを想定しております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑に入ります。

希望者はありますか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第6号 大網白里市農業委員会会長専決処分規程の制定及び大網白里市農業委員会規程の一部改正についてを採決いたします。

議案第6号につきましては、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報告第1号～報告第2号

○議長 次に、日程第9、報告第1号 農地の転用事実に関する照会について、日程第10、報告第2号 千葉地方裁判所からの照会についてを一括して報告いたします。

報告事項に関わる質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の14ページをご覧ください。

報告第1号ですが、議案書のとおり1件の照会がございました。

法務局より照会がありましたので、照会地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、現地調査の結果、住宅用地として使用されておりました。

なお、平成2年より宅地で課税されており、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、それぞれ20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、報告第2号ですが、議案書のとおり1件の照会がございました。

裁判所より照会がありましたので、照会地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、現地調査の結果、舗装された住宅進入路の北側は不作付の農地の状態でありましたが、南側は木や竹が生え、内部は砂利が敷かれておりました。

なお、平成7年11月2日撮影の航空写真では、全体的に木や草が生え、非農地状態と遊休農地状態が混在しているように見えることから、農地一部非農地として回答しております。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から報告第1号から第2号まで説明が終了しましたので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

特に発言がないようですので、日程第9から日程第10までの報告事項を終わります。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等があれば、各委員または事務局からお願いいたします。

特にないですか。

それでは、私のほうから皆様にご相談があります。

それは、去る7月3日から31日にかけて、九州や中国、中部、東北など全国各地に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨により、多数の死傷者が出るとともに、家屋を初め農地・農業用施設などにも多大な被害が発生して、多くの方々が避難生活を余儀なくされています。また、新型コロナウイルス感染症の感染予防を講じながらの復興活動や避難生活を迫られており、被災農業者は心身ともに極度の疲労状況にあります。

改めてお悔み申し上げるところでございます。

そこで、今回農業委員会系統組織で義援金の募集活動を実施することになり、協力の依頼がございました。このことから、本市農業委員会でのどのような対応をしたらよいか、皆様に

ご相談するものでございます。

先日開催しました役員会におきまして、義援金を送ることになりました。金額は1人1,000円としまして、農業委員及び農地利用最適化推進委員を合わせ3万2,000円でいかがかということになりました。ご了承いただけますでしょうか。

よろしければ、そのような対応をとりたいと思います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ありがとうございます。それでは、3万2,000円を送るに当たりまして、総会終了後、会計の方が集金いたしますので、よろしくお願いいたします。

それから、皆さんのお手元に、臨時総会で新規役員が改選になりましたので、農地・農政部会名簿が改められておりますので、ご覧になって、確認していただきたいと思います。

また、11月17日に青葉の森公園芸術文化ホールで経営力強化農地集積促進シンポジウムが開催されます。これにつきましては四役で出席したいと考えております。

また、11月19日、20日につきましては、農業者年金加入推進活動を実施いたします。該当になられる方はご協力のほどよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございますが、ほかにはございませんか。

(発言する者なし)

◎閉 会

○議長 では、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第19回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時31分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年11月6日

農業委員会長

所 施 和 彦

署名委員

榎 澤 正 治

署名委員

内 海 亮 一